

2013くらしのサポーター通信

スマートフォン

ハイライト:

- 今月のテーマ
 - ・スマートフォン
 - ・架空請求に注意!
 - ・消費者教育推進法について
- お知らせ
 - ・くらしのサポーター研修会
- 交流コーナー
- コラム
 - ・正月～数えの年齢は社会的儀式～

スマートフォンは、幅広い世代の人に急速に普及が進んでおり、平成23年度には、国内の携帯電話全体の出荷台数のうち、スマートフォンが初めて過半数を超えました。

こうしたスマートフォンの普及に伴い、スマートフォンをねらった架空請求詐欺や個人情報などを不正に収集するアプリケーションによる様々な被害が発生していることから、総務省では、利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策として、「スマートフォン情報セキュリティ3か条」を公表しています。

1 OS（基本ソフト）を更新

スマートフォンは、OS（AndroidやiOSなど基本ソフト）の更新（アップデート）が必要です。古いOSを使っていると、ウイルス感染の危険性が高くなります。OSの更新を促す通知が来たら、その時は最新版のOSをインストールしましょう。詳しくは携帯電話会社などに相談してください。

2 ウイルス対策ソフトの利用を確認

スマートフォンでは、携帯電話会社などによってモデルに応じたウイルス対策ソフトが提供されています。ウイルス対策ソフトの利用については、携帯電話会社などに確認しましょう。

3 アプリケーションの入手に注意

アプリケーションの事前審査を十分に行っていないアプリケーション提供サイト（アプリケーションが入手できるサイト）では、ウイルスの混入したアプリケーションが発見される例があります。OS提供事業者や携帯電話会社などが安全性の審査を行っているアプリケーション提供サイトを利用するようにしましょう。インストールの際にはアプリケーションの機能や利用条件に注意しましょう。



＜その他の注意点＞

スマートフォンは常に持ち歩くため、盗難・紛失時に他人に不正利用されないよう、普段からパスワードなどで端末にロックをかけておくなど、従来の携帯電話と同様の対策も必要です。

また、総務省では、今回紹介した「スマートフォン情報セキュリティ3か条」の他にも、利用者自身が注意すべき事項を整理した「スマートフォン プライバシーガイド」を公表しています。

架空請求に注意！

架空請求に関する相談が増えているので注意してください。

【 事 例 】

携帯電話に「以前あなたが利用したサイト料金が未納だ。連絡がなければ裁判する」という内容のメールが届いた。どうしたらよいか。

【 アドバイス 】

はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談が増えています。

「法的手段をとる」「給料や財産を差し押さえる」「期日までに支払わないと請求額が高額になる」など、過去に利用した業者に未払いがあったのかと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手口が多く見られます。

身に覚えがない場合は、電話やメールで問い合わせるように書かれていても、絶対に連絡してはいけません。連絡することにより、個人情報（電話番号、メールアドレス）を相手に知られることになります。

請求された内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、相手には連絡せずに、当センター又は各市町村の相談窓口にご相談ください。

消費者教育推進法について

昨年12月13日に消費者教育の推進に関する法律（略称：消費者教育推進法）が施行されました。その概要を今月号と来月号に分けて紹介します。

● なぜ今の時代にこの法律が作られたの？

学校では、学習指導要領で消費者教育が導入されて、消費者教育が行われ、消費生活センター、市町村、消費者団体でも、いろいろな消費者啓発事業が行われています。

しかし、社会の高齢化、国際化、情報化（ＩＴ化）、サービス化の進展により消費者が身につけておくべき知識が日々変化しているので、身につけた知識がすぐに過去のものになってしまうという現実があります。

このようなことから、消費者が自らの利益の擁護や増進のため自主的かつ合理的に行動することができるように、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、また、学校、地域、家庭、職域その他様々な場において、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することが強く求められるようになりました。

また、消費者には、環境に配慮した商品の選択やエネルギーの節約など、環境等に配慮した消費生活、持続可能な消費が求められるようになり、後で説明する消費者市民社会に参画し、その発展に寄与する消費者の育成も期待されるようになってきました。

このような背景などがあり、消費者教育推進法が制定されました。

また、消費者基本法第１０条第１項で「国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない」と定めており、今回の消費者教育推進法の制定は、この関係法令の制定に当たると考えられます。

● この法律の目的は？

消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的にしています。（第１条）

● この法律の特徴は？

消費者被害の未然防止等のための消費者教育だけでなく、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与する消費者の育成も掲げていることが大きな特徴です。

● 消費者市民社会とは？

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会と定義しています。（第２条第２項）

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110
・啓発受付 088-625-8285
・事務担当 088-623-0612
・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

正月～数えの年齢は社会的儀式～

新しい年を迎えると思い出すのは、一茶と一休の句や狂歌である。

めでたさも中くらいなりおらが春 一茶

門松は冥土の旅の一里塚

めでたくもありめでたくもなし 一休

これらをどのように味わうかは人それぞれの生き様にも関わり、とやかく言うものでもあるまい。

一昔前は、数えで年齢を数えていたので正月で歳を重ねた。正月には、孫はお爺さんやお婆さんに年齢を聞かれる儀式であり、大きくなったねとお年玉をもらった。年齢は誕生日の個人的な行事になり、社会的なものからは遠いものになった。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター交流大会

次のとおりくらしのサポーター交流大会を開催します。

- 1 日 時
平成25年3月1日（金）
午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所
ザ グランドパレス
徳島市寺島本町西1-60-1
電話番号088-626-1111
- 3 内 容
「みんなで啓発用チラシを作ろう」
講義及び班別研修
- 4 講 師
公益財団法人 消費者教育支援センター



くらしのサポーター担当者より

新年あけましておめでとうございます。

さて、一時期より減少しましたが、今年に入っても「健康食品の強引な電話勧誘販売」に関する相談が寄せられており、引き続き注意が必要です。悪質商法の被害を減らすためには、皆様方の活動が、今後、益々重要になってくると考えています。

本年も、「くらしのサポーター活動」をよろしくお願いいたします。